

鳥取県告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社BANG	訪問看護ステーションナスくる	鳥取市富安二丁目151-1	平成24年4月1日	介護予防訪問看護
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導
久大建材株式会社	デイサービスセンターきゅうだいすずの里	鳥取市数津202-1	〃	介護予防通所介護
社会福祉法人やづ	小規模特別養護老人ホームきたやま	鳥取県八頭郡八頭町北山159-1	〃	介護予防短期入所生活介護